入　札　説　明　書

第七管区海上保安本部の特定調達契約にかかわる入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

第七管区海上保安本部長　大達　弘明

◎　調達機関番号　　０２０

◎　所在地番号　　４０

２　調達内容

（１）品目分類番号　　２

（２）購入等件名及び数量

Ａ重油８～１１月分（対馬燃料タンク）（電子入札対象案件）

予定数量　　１３６，０００　リットル

（３）購入物品の特質等

ＪＩＳ　Ｋ２２０５

（４）納入期間

令和８年８月１日から令和８年１１月３０日まで

（５）納入場所

対馬海上保安部　Ａ重油燃料タンク

（６）入札方法

本案件は、入札及び契約を電子調達システムで行なう対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①　入札者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、及び仕様書等納入に要する一切の諸経費を含め上記物品の契約金額を予定数量の総価で見積もるものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③　入札者は、仕様書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

こととする。

（７）入札保証金及び契約保証金　　免除

３　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）第七管区海上保安本部から指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者であること。

（４）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州、沖縄地域又は中国地域の競争参加資格を有する者で「物品の販売」Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされた者。

（５）石油の備蓄の確保等に関する法律（平成１３年法律第５５号）の規定に基づく石油製品販売業の届け出をしている者であって、購入物品の補給を迅速、安定、適切に行うことができる者であること。

（６）電子調達システムによる場合で、次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。

①　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者

②　代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等のＩＣカードを使用して入札に参加した者

③　同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した者

4　入札書の提出場所等

（1） 電子調達システムのＵＲＬ

電子調達システム

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

（2） 紙入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒８０１－８５０７

福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０

第七管区海上保安本部　経理補給部　経理課　入札審査係

電話（０９３）３２１－２９３１　内線２２２５

（3） 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

令和８年７月１５日　１７時００分

（4） 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

令和８年７月２３日　１７時００分

（5） 紙入札の場合の入札書の提出方法

入札書は、次のＵＲＬ内にある契約情報に掲載されている書類の様式からダウンロードして作成すること。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/

①　入札書を直接提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び

「７月２４日開札〔A重油８～１１月分（対馬燃料タンク）〕の入札書在中」

と朱書しなければならない。

②　入札書を郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に

「７月２４日開札〔A重油８～１１月分（対馬燃料タンク）〕の入札書在中」

と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記(2)の宛先に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（6） 入札の無効

①　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　競争参加資格のあるものであっても、入札時において、第七管区海上保安本部長から指名停止措置を受け指名停止期間中にあるもののした入札

イ　委任状が提出されていない代理人のした入札

ウ　記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ　金額を訂正した入札

オ　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ　公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札

キ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者の入札

②　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③　電子調達システムによる参加者にあっては、ＩＣカードを不正に使用して行なった入札。

（7） 入札の延期等

①　入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又はこれを取り止めることがある。

②　電子調達システムの長時間に渡る不調のため、開札等の手続きが行なえない場合は、入札・開札の執行を延期することがある。

（８） 入札書提出にかかる委任

① 代表者から委任を受けている者が入札を行う場合には、入札書提出までに本入札説明書４（２）の宛先に委任状を提出すること。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（９） 開札の日時及び場所

令和８年７月２４日　１３時１５分

福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０
第七管区海上保安本部　８F入札室

(10) 開札

（１）電子調達システムによる場合

① 開札は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

（２）紙による場合

① 開札は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。（この間、開札場への入退室はできない。）

なお、入札者又はその代理人が出席しない場合は、再度入札を辞退したものとする。

ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

５　その他

（１） 契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２） 入札者に要求される事項

この一般競争に電子調達システムにより参加を希望するものは、競争参加資格確認資料として、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格結果通知書の写し（３（４）に同じ）、入札参加確認書を本入札説明書４（３）の証明書等の受領期限までに電子調達システムにより提出すること。

また、この一般競争に紙入札方式により参加を希望するものは、競争参加資格確認資料として、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し（３（４）に同じ）、紙入札方式参加願を本入札説明書４（３）の証明書等の受領期限までに提出するとともに封印した入札書を、本入札説明書４（４）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（３） 落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書４に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。それ以外の場合は、別途日時を設定のうえ、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に書面等により通知する。

（４） 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

（５） 支払条件

請負業者が油類を納入した後、１か月分を取りまとめ翌月に提出する。
適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に、第七管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。

（６） 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（７） 電子調達方式の証明書等に使用するアプリケーション及びバージョンについては次のいずれかとする。

一太郎
Microsoft Word
Microsoft Excel
PDFファイル
画像ファイル　JPEG形式又はBMP形式

（８） 電子調達方式の証明書等を圧縮する必要がある場合は、次の方式とする。なお、各々の自己解凍方式は使用出来ない。

LZH方式またはZIP方式

（９） 違約金に関する特約条項の適用について

① 契約締結業者（以下「受注者」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長（以下「発注者」という。）の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが 確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、 公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期 間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第１項第１号若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。